

<p>○ 平成二十四年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>監査事務局</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
		<p>目次</p>
		<p>担当課(室)</p>



# 平成26年3月25日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岡山県知事から平成二十四年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十六年三月二十五日

岡山県監査委員	蜂	谷	弘	美
岡山県監査委員	遠	藤	康	洋
岡山県監査委員	與	田	統	充
岡山県監査委員	佐	藤	由	美子

# 平成26年3月25日 岡山県公報 号外

## 平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「外郭団体の財務事務の執行及び経営管理について」

監査の結果等（要約）	措置状況
<b>第2章 包括外部監査の結果及び意見</b>	
<b>II 各外郭団体の監査の結果及び意見</b>	
<b>1. 社団法人岡山県総合協力事業団</b>	
<b>（1）指摘内容</b>	
<p><b>① 賞与支給</b> 6月と12月に賞与を支給しているが、発主主義会計に基づき、支給対象期間の期間帰属の状況に応じて引当計上が必要である。</p>	<p>より適正な財務報告となるよう指摘を踏まえ引当金の計上方法を改善する。</p>
<p><b>② 投資有価証券の計上区分</b> 固定資産に計上されていた公債、社債のうち70,592千円については、一年以内に償還日が到来することから、企業会計基準に従い流動資産に計上すべきである。</p>	<p>1年以内に償還日が到来する投資有価証券については、流動資産に計上するよう改善している。</p>
<b>（2）意見</b>	
<p><b>① 指定管理料に付随した修繕費</b> 指定管理に関する包括協定書において、指定管理料とは別に修繕費を支給する旨を定めている。これでは、指定管理者制度の効果を十分検討することができないか。今後は、同法人に修繕にかかる費用負担を課して施設管理を行い、責任を持って指定管理者として事業運営に当たるように、指定管理者に関する協定自体を見直す必要がある。</p>	<p>修繕費は、施設が年次計画に基づき、必要となる額をあらかじめ算出の上、指定管理者に提出し、その額を超過しない範囲内で修繕を実施するよう努めることとする。</p>
<p><b>② 中長期経営計画の策定</b> 中長期経営計画については、資金計画の概要は作成されているが、財務ベースの行動計画の策定が不十分である。今後は中長期経営計画の策定に努め、健全な事業運営を実現していく必要がある。</p>	<p>同法人の事業計画に基づき、事業の遂行に必要となる資金の確保を図るとともに、事業の効率化を図るよう努めることとする。</p>
<p><b>③ 小口現金の管理</b> 小口現金のうち、プール施設の釣銭として平成24年3月度に448千円の残高が計上されていた。しかし、プールの開催期間は平成23年度においては、7月15日から8月31日までであり、期末である3月末には閉館されており、プール釣銭として別</p>	<p>必要のない釣銭については、適時に預金に振り替えるほか、他種での釣銭に利用して金種を削減するなどの改善を図っている。</p>



<p><b>3. 井原鉄道株式会社</b></p>	
<p><b>(1) 指摘内容</b></p>	
<p><b>① 高架下貸付業務</b> 同会社は高架下の土地を貸し付けており、委託方式を直接徴収方式に改めたところである。未収金については、未収金に計上し、貸倒引当金を設定すべきである。</p>	<p>高架下の貸付業務については、委託方式を直接徴収方式に改めたところである。未収金については、未収金に計上し、貸倒引当金を設定する。</p>
<p><b>② 貯蔵品の棚卸</b> 棚卸実施要領が作成されておらず、各箇所の担当者が1人で調査している。棚卸実施要領を作成し、さらに調査間違い防止のためにも2人以上で調査することが望まれる。</p>	<p>棚卸手順書を作成するとともに実施者と確認者の2名の体制で調査する。</p>
<p><b>③ 譲渡性預金の表示</b> 投資有価証券には譲渡性預金が含まれていた。譲渡性預金は有価証券として貸借対照表の流動資産の部に計上すべきである。</p>	<p>譲渡性預金については、有価証券として流動資産に計上する。</p>
<p><b>④ 貸倒引当金の設定</b> 貸倒引当金の設定にあたり法人税法上の法定繰入率を使用しているが、同会社は法定繰入率を使用することはできない。貸倒実績率を算定し、貸倒引当金を設定する必要がある。</p>	<p>貸倒実績率により、貸倒引当金を設定する。</p>
<p><b>⑤ 取締役会の開催</b> 会社法では、取締役会は3箇月に1回以上開催される必要がある旨が定められているが同会社では、頻度及び回数を満たしていない。</p>	<p>3箇月に1回開催する。</p>
<p><b>⑥ 一括償却性資産</b> 同会社では、一括償却性資産を固定資産ではなく長期前払費用に計上している。一括償却性資産は固定資産に計上し、決算書である計算書類の個別注記表も修正すべきである。</p>	<p>一括償却性資産は固定資産に計上し、個別注記表も修正する。</p>
<p><b>(2) 意見</b></p>	
<p><b>① 人材の確保</b> 同会社は貸地管理を井原鉄道株式会社に委託しており、平成10年の委託契約締結以来同一の担当者が担当していることである。</p>	<p>高架下の貸付業務については、委託方式を直接徴収方式に改めたところである。</p>

<p>る。しかしながら、この担当者以外に借地人として貸し付ける者が、貸地周辺も安定な状況にあり、また、担当者以外に業務を行える人材も確保している。</p>	<p>また、担当者以外に業務を行える人材も確保している。</p>
---	----------------------------------

**4. 株式会社吉備高原都市サービス**

**(1) 指摘内容**

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>① テナントからの預り水道光熱費の処理</b><br/>テナントからの預り水道光熱費を売上として計上している。しかし、当該水道光熱費はテナント負担分を同会社がまとめて支払っている。また同様に同会社の販売費及び一般管理費にはテナント負担分の水道光熱費も含まれている。テナントからの預り水道光熱費については、預り金として処理すべきである。</p> | <p>平成24年度決算期よりテナントからの水道光熱費について、預り金処理を行うこととした。</p> |
| <p><b>② 貸倒引当金の計上</b><br/>同会社では、貸倒実績がないが法定繰入率で貸倒引当金が計上されている。貸倒実績に基づいて引当計上すべきである。</p>   | <p>平成24年度決算から貸倒実績に基づき貸倒引当金を計上することとした。</p>         |
| <p><b>③ 取締役会の開催</b><br/>取締役会は3箇月に1回以上開催される必要があるが、会社法で定められている取締役会の頻度及び回数を満たしていない。</p>  | <p>法律に沿った開催となるよう開催回数を増やすこととした。</p>                |

**(2) 意見**

- |  |  |
|--|--|
| <p><b>① さんさん広場の活性化の方策</b><br/>一般に広場は、周辺施設に集客力があることで利用される。周辺の施設が活況を呈すれば、交通の便もよくなる。周辺の店舗の事例は、一般的に数多きテナントが並ぶことで、テナントの集客力が増える。また、テナントの集客力が増えることで、周辺の店舗の集客力も増える。また、テナントの集客力が増えることで、周辺の店舗の集客力も増える。</p> | <p>商工関係機関と連携を図り、テナントのさらなる誘致を図る。また、平成25年度から5年間（指定管理者）として、P.R.を推進し、都市の活性化に努める。</p> |
|--|--|

**5. 岡山空港ターミナル株式会社**

**(1) 指摘内容**

<p>① <b>中長期経営計画の策定</b>          企業が責任ある事業運営を行う上で中長期単年度の経営計画の策定は、必須のものである。また、単年度の予算書は、この中長期の経営計画を達成させるための事業管理、予算管理構造が同一として構築されていない。</p>	<p>平成25年度中に、今後5年間の中期経営計画を策定している。</p>
<p>② <b>税効果会計</b>          税効果会計を適用していない。早急に税効果会計を適用する必要がある。</p>	<p>平成24年度決算から適用している。</p>
<p>③ <b>預金残高の妥当性の検証</b>          平成24年3月末時点における預金残高の内、銀行から入手した残高証明書と不一致なものがあった。このような差異が生じていること自体、残高証明書との突合を失念したものと考えられる問題である。</p>	<p>残高証明一覧表を作成し、2人以上で確認する。</p>
<p>④ <b>有価証券の時価評価の算定</b>          平成24年3月末時点における時価評価している投資有価証券残高の内、銀行から入手した残高証明書と不一致なものがあった。有価証券の時価の検証においても有価証券の保有先金融機関から入手した残高証明書との突合は、必須の作業でありその突合を失念したものと云わざるを得ない。</p>	<p>残高証明一覧表を作成し、2人以上で確認する。</p>
<p>⑤ <b>固定資産の除却漏れ</b>          固定資産台帳に計上されている固定資産に関して、実際の資産現物は無く除却漏れがみられた。除却漏れを防止するため固定資産の実査についてマニュアル等を作成し、それに従い実査を行っていく必要があるものとする。</p>	<p>固定資産管理マニュアルを作成し適切に実査を行うこととした。</p>
<p>⑥ <b>関連当事者取引に関する注記</b>          関連当事者との間に取引があり、それが重要な取引である場合には注記により開示する必要がある。日本政策投資銀行からの借入残高514,120千円については開示対象であったが注記されていない。今後は、開示対象となる取引について正確に把握し、十分に検討したい。</p>	<p>平成24年度決算から注記している。</p>
<p>6. 一般財団法人岡山県国際交流協会</p>	
<p>(1) 意見</p>	
<p>① <b>県による指定管理者制度の事例分析の必要性</b>          施設の利用率を向上させるには、指定管理者の創意工夫と構成員の意識改革による地道な努力、そしてそれを支える投資資金の裏付け、成果に対する誘因など経営の仕組み作りが重要である。同協会は、公益法人改革に関して収益事業である貸館業務が大半であることから公益法</p>	<p>協会としては、今後とも引き続き経営モデルの成功事例とされるよう創意工夫に取り組んでいく。指定管理者制度は、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上や施設の効率的な運営を図るといった効果が</p>



札の導入の可能性について検討すべきである。

の判別、異物の確認、搬入量の管理の理等)及び物の建設残土の搬入量の管理の相応の信頼の確保が重要である。建設残土の管理の競争入札による契約の随意性を排除し、契約の履行を確保し、費用の削減を図るとともに、競争入札の導入の可能性について検討しているところである。

8. 公益財団法人岡山県郷土文化財団

(1) 指摘内容

① 特別分配金の会計処理方法

保有する有価証券のうち投資信託3銘柄に総額106百万円の特別分配金を受け取り、平成20年度より平成23年度まで特別分配金を受領している。平成20年度より平成23年度までの特別分配金は、平成20年度より平成23年度までの特別分配金を受領している。平成20年度より平成23年度までの特別分配金は、平成20年度より平成23年度までの特別分配金を受領している。

資産台帳において、当該特別分配金を減額処理することとした。

(2) 意見

① 固定資産の現物管理

固定資産を調査する要領やマニュアルは特になく、調査した証跡等も特になかった。固定資産の実査についてマニュアル等を作成し、それに従い実査を行っていく必要がある。

平成25年度当初に実査マニュアルを策定し、各施設において正確な把握に努めることとした。

② アンケート調査方法の見直し

同財団は、犬養木堂記念館及び岡崎嘉平太記念館を管理している。平成23年度におけるアンケート調査の結果、回答者が比較的に少ないことがわかった。このため、アンケート調査の方法を再考し、アンケート調査の回数や回答者の募集方法などを見直し、アンケート調査の効果を高めることとした。

アンケート調査については、県と協議し内容を充実させることとした。



<p>も予算を作作成し、毎の事業の執行政況を開、 対予算をこににきり、年計の画にど一のつかを明確に展し、 や算確の保がにに反映する。のかる。の明確に展し、 そ算の事業もとのと考。の明確に展し、</p>	<p>た新のた新のた新のた新のた新のた新のた新のた新のた新の AOKを定する委員定策し、 「GOLD PLAN」を策定し、 YAMA」の中を策定し、</p>
<p>② 中長期経営計画の財務数値化 同協会の策定し、長期経営計画は、 財務数値の置き換え。中期経営計画は、 取組の方性。長期経営計画は、 運シ・フロ一の高続、 シ・公益維持とあ時両が た・した損益で同を要 と・つは必すそる つ・は必すそる</p>	<p>たい計2策 えな成り 換い平諮 きて期、に 置し長り會 に定中お事 策たて理 財務化しに 数はしに 財務計値目 で営数てを定 ま経務いで予 れ期財つ度 こ長めに年 中た画5年定</p>
<p>③ 補助金交付申請等の日付 県へ補助金の交付申請を、 案日とが、4月4日に ある遅い承認の徹 後承の認実を徹 査の認実を徹</p>	<p>及れよ 日たよ 案持す 念を置 の念置 疑措 申請に て、正 申請に て、正 交付の につく の日に 補助の 裁日 と日 職全</p>
<p>(2) 意見</p>	
<p>① 玉野スポーツセンターの料金設定 玉野スポーツセンターの宿泊施設等、 て、県内利用者の利用料金を、 設けられたい。同協会が、 う下における料金。県内 用者との料金を、 用者との料金を、 用者との料金を、</p>	<p>おを一 興ポ協 振ス協 及野少 玉野育 日本青 日日本 西日 お日 運お が、 運が し、 運が し、 運が し、 運が し、</p>
<p>② 玉野スポーツセンターの大規模修繕 玉野スポーツセンターの建物等の施設は、 かな老朽化しているため、 も大規模修繕が必要と認識され、 ら大規模修繕が具たす場、 当金の計上要件により計上する必 等の適当な科目にこの大規模修繕 また、この大規模修繕の状況も なるその後の必要がある。</p>	<p>積立今 が、今 ど、引 か、ど は、大 は、確 後、後 一、一 玉野 に、に は、に は、に は、に は、に は、に は、に</p>
<p>③ 固定資産の現物管理 固定資産について、要領やマニュアルは特</p>	<p>固定資産についての管理や現物</p>

になく、実査した証跡等が残され、なかつた。管理の客観性について調査した結果、客観性が高いことが確認された。また、実査した証跡等が残され、なかつた。管理の客観性について調査した結果、客観性が高いことが確認された。

照合に備わっている。実査した結果、客観性が高いことが確認された。また、実査した証跡等が残され、なかつた。管理の客観性について調査した結果、客観性が高いことが確認された。

11. 財団法人児島湖流域水質保全基金

(1) 指摘内容

① 理事会の開催時期

同法人の寄附行為に、理事の任期が3年である。前年度に理事会を開催し、本年度の寄附行為の承認を受ける。本年度の寄附行為の承認を受ける。本年度の寄附行為の承認を受ける。

平成25年度に理事会を開催し、本年度の寄附行為の承認を受ける。本年度の寄附行為の承認を受ける。本年度の寄附行為の承認を受ける。

② 監事の選任

同法人の監事は、区理事の任期が3年である。前年度に監事を選任し、本年度の監事を選任する。本年度の監事を選任する。本年度の監事を選任する。

平成25年11月に公1名の監事を選任し、本年度の監事を選任する。本年度の監事を選任する。本年度の監事を選任する。

③ 補助金

財団法人岡山県環境事務所が、平成25年度に実施した水質浄化事業の補助金を、本年度に申請する。本年度に申請する。本年度に申請する。

「相実証川周」推進報告書。平成25年度に実施した水質浄化事業の補助金を、本年度に申請する。本年度に申請する。本年度に申請する。

④ 通帳・印鑑の管理

同法人の通帳及び銀行印は、理事長が保管する。理事長が保管する。理事長が保管する。

今後、当法人の通帳及び銀行印は、理事長が保管する。理事長が保管する。理事長が保管する。

(2) 意見

<p><b>① 同法人職員に就任している県職員の執務管理</b>          同法人の職員は、「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条第3号及び「職務の特例に関する条例」第2条第2号の規定により、無報酬であることと並びに、本県の所管課の職員が従事している。職務専念義務免除の申請を行う際には従事時間予が把握・報告されたい。執務の実態把握の観点からも従事実績時間の報告を望ましい。</p>	<p>今後は基金業務に従事した時間について、総務事務システムの職務専念義務免除(団体従事)の実績報告欄に入力することとする。</p>
<p><b>12. 財団法人岡山県福祉事業団</b></p>	
<p><b>(1) 指摘内容</b></p>	
<p><b>① 賞与支給</b>          賞与について6月と12月に支給しており、会計上は現金主義で計上している。発生主義会計に基づき、支給対象期間により帰属の状況に応じて引当計上が必要である。</p>	<p>平成24年度決算から、発生主義会計に基づく引当計上を行うこととした。</p>
<p><b>② 退職給付引当金</b>          退職給付引当金のうち、給食事業にかかる職員に対する部分について9.6百万円の引当不足が生じていた。今後十分に注意される。</p>	<p>平成24年度決算から、不足が生じないように適正に引当計上を行っている。</p>
<p><b>③ 修繕積立預金の計上</b>          平成23年度において、特定資産として修繕積立預金が20百万円計上され、その算出根拠については計画されている。その金額については計画されている。その根拠資料を十分に整備する。</p>	<p>平成24年度決算から法人運営引当預金として計上しているが、その引当預金の目的の一つに修繕計画の策定に努めてまいりたい。</p>
<p><b>④ 中長期経営計画の財務数値化</b>          行動計画はあるが、それを財務数値に置き換えた中長期経営計画が作成されていない。そのため、事業と事業団の事業運営とこの間の損益の状況及びキャッシュ・フローの状況は不明であった。中長期的な視野に立った福祉事業のあり方を取り入れた経営計画を構築する必要がある。そのために今後、行動計画を策定し、財務数値に置き換えて、事業運営に資する計画とすり合わせる必要がある。</p>	<p>中長期経営計画の策定時以降、廃止した事業や新規に開始した事業のこの計画と照らし合わせ、必要と考える。その際、財務数値に置き換えた中長期的な視野に立った経営計画及び中期計画を両輪としてまいりたい。</p>
<p><b>(2) 意見</b></p>	
<p><b>① 岡山県総合福祉会館の耐震診断</b>          福祉会館は、昭和51年に建設された。外壁等を補修しながら存立している。現在の建築基準法上の耐震性が確保されている。</p>	<p>県などの所有者と十分に協議しながら、耐震診断について検討してまいりたい。</p>

ているか確認するために、県などの所有者で協議の上、早急に耐震診断を実施する必要があるものとする。

② 大規模修繕計画

大規模修繕の工事内容についてリストアップされ、実施時期等について優先順位を把握する必要がある。

大規模修繕については、財源の確保も協議の上、課税に資する計画を立てる必要がある。

③ 福社会館に入居している団体との負担関係

福社会館に入居し事業を行っている団体に対しては、同法人は公益事業を支援する目的で、料金は無料とし、公共費は同法人が負担する。各入居者に対しては、入居に際しての貸借契約上、その負担関係は特に詳細にはないこととする。

消耗品等や小修繕についての入居者との負担区分を次回より新築時から明確化する。

④ 債権区分及び債権管理

滞留債権が発生した場合の債権区分の基準と滞りなく回収するための整備を早急に図りたい。

早期に債権区分の基準とその区分に際した債権回収管理に関する規程の整備を図りたい。

⑤ 貸付事業

貸付事業について、平成21年度から新留に値する件数を減少させるべく、貸付利率を低く設定し、貸付条件を厳格化する。

岡山県福祉こども基金の貸付事業について、平成24年度から平成25年度にかけて、貸付利率を低く設定し、貸付条件を厳格化する。

⑥ 事業団としての事業のあり方

同法人は、福社会館の管理運営を主たる事業とし、岡山県福祉こども基金の貸付事業を併せて実施する。

今後、県民のニーズに合わせた事業の展開を図りたい。

⑦ 助成事業

同法人が行っ てい る助 成事 業に つい て、現 事 業の 実 績が どの 程度 まで 達成 した か、 現状 での 今後の 活動に 必要 となる 費用は どの 程度 まで 確保 できる か、 関係 機関 等と の連携 状況 について 調査 した 結果を 報告 する こと を 求め、 必要 な 支援 策を 検討 する こと と する。

事業 効果 の 検証 により 満足 した か、 関係 機関 等と の連携 状況 について 調査 した 結果を 報告 する こと を 求め、 必要 な 支援 策を 検討 する こと と する。

⑧ 施設貸与事業（会議室等）

同法人が行っ てい る助 成事 業に つい て、現 事 業の 実 績が どの 程度 まで 達成 した か、 現状 での 今後の 活動に 必要 となる 費用は どの 程度 まで 確保 できる か、 関係 機関 等と の連携 状況 について 調査 した 結果を 報告 する こと を 求め、 必要 な 支援 策を 検討 する こと と する。

施設 貸与 による 収入が どの 程度 まで 確保 できる か、 関係 機関 等と の連携 状況 について 調査 した 結果を 報告 する こと を 求め、 必要 な 支援 策を 検討 する こと と する。

⑨ 財産の運用規程の策定

財産の運用について安全資産により運用する方針であり、定期預金及び国債によるもののみで構成され、資産の運用ルール化がされていない。リスク管理とガバナンスの観点から運用規程を策定する必要があるものとする。

新たに、リスク管理等の財産運用規程の策定を行ったところである。

13. 財団法人岡山県健康づくり財団

(1) 指摘内容

① 図書の管理

同財団では、管理し、保管している図書は約5,300冊であり、図書の管理が適切に行われていない。図書の管理が適切に行われていないことにより、図書の利用が制限されている。図書の管理が適切に行われていないことにより、図書の利用が制限されている。図書の管理が適切に行われていないことにより、図書の利用が制限されている。

図書の管理が適切に行われていないことにより、図書の利用が制限されている。図書の管理が適切に行われていないことにより、図書の利用が制限されている。図書の管理が適切に行われていないことにより、図書の利用が制限されている。

ら、日を医、学、が、進、歩、す、る、中、古、く、な、っ、た、図、書、で、よ、う、新、利、用、し、て、は、利、用、者、や、ら、と、め、と、こ、ろ、で、あ、る。

、置、日、々、医、学、が、進、歩、す、る、中、古、く、な、っ、た、図、書、で、よ、う、新、利、用、し、て、は、利、用、者、や、ら、と、め、と、こ、ろ、で、あ、る。

、置、日、々、医、学、が、進、歩、す、る、中、古、く、な、っ、た、図、書、で、よ、う、新、利、用、し、て、は、利、用、者、や、ら、と、め、と、こ、ろ、で、あ、る。

で、棚卸の、際、に、台、帳、整、理、を、行、い、よ、う、努、め、て、参、り、たい。

、棚卸の、際、に、台、帳、整、理、を、行、い、よ、う、努、め、て、参、り、たい。

、棚卸の、際、に、台、帳、整、理、を、行、い、よ、う、努、め、て、参、り、たい。

② スポーツ医学部門の受診者数

同財団で、は、特、殊、な、機、器、を、用、い、て、筋、力、測、定、及、か、の、よ、が、十、分、に、認、知、さ、れ、て、い、な、い、と、考、え、ら、れ、る。

同財団で、は、特、殊、な、機、器、を、用、い、て、筋、力、測、定、及、か、の、よ、が、十、分、に、認、知、さ、れ、て、い、な、い、と、考、え、ら、れ、る。

同財団で、は、特、殊、な、機、器、を、用、い、て、筋、力、測、定、及、か、の、よ、が、十、分、に、認、知、さ、れ、て、い、な、い、と、考、え、ら、れ、る。

岡山の、内、の、高、等、学、校、等、に、P、R、の、ど、れ、も、の、よ、が、十、分、に、認、知、さ、れ、て、い、な、い、と、考、え、ら、れ、る。

岡山の、内、の、高、等、学、校、等、に、P、R、の、ど、れ、も、の、よ、が、十、分、に、認、知、さ、れ、て、い、な、い、と、考、え、ら、れ、る。

岡山の、内、の、高、等、学、校、等、に、P、R、の、ど、れ、も、の、よ、が、十、分、に、認、知、さ、れ、て、い、な、い、と、考、え、ら、れ、る。

③ 委託費

建物の、維、持、管、理、業、務、委、託、に、つ、い、て、の、要、求、が、多、く、な、り、ま、す。

建物の、維、持、管、理、業、務、委、託、に、つ、い、て、の、要、求、が、多、く、な、り、ま、す。

建物の、維、持、管、理、業、務、委、託、に、つ、い、て、の、要、求、が、多、く、な、り、ま、す。

平、成、二、十、五、年、度、の、契、約、時、に、は、簡、易、な、契、約、を、結、ぶ、こ、と、を、考、え、ら、れ、る。

平、成、二、十、五、年、度、の、契、約、時、に、は、簡、易、な、契、約、を、結、ぶ、こ、と、を、考、え、ら、れ、る。

平、成、二、十、五、年、度、の、契、約、時、に、は、簡、易、な、契、約、を、結、ぶ、こ、と、を、考、え、ら、れ、る。

(2) 意見

① 食鳥検査事業の補助金

食鳥検査事業の補助金は、食肉業者の検査料を減らすことにより、食肉業者の負担を軽減する。

食鳥検査事業の補助金は、食肉業者の検査料を減らすことにより、食肉業者の負担を軽減する。

食鳥検査事業の補助金は、食肉業者の検査料を減らすことにより、食肉業者の負担を軽減する。

1円/羽の補助金を、食肉業者の検査料に充て、検査料の削減を図る。

1円/羽の補助金を、食肉業者の検査料に充て、検査料の削減を図る。

1円/羽の補助金を、食肉業者の検査料に充て、検査料の削減を図る。

らに収入が減少し、委任している検査業務に支障を来す恐れがある。  
なお、県としては引き続き適正な予算執行に努めてまいりたい。

② 給与体系のあり方

給与規程において、地域手当が給料及び福祉手当の合計額に3%（医師は8%）を算入している。地域手当は、地域手当の3%（医師は8%）を算入している。地域手当は、地域手当の3%（医師は8%）を算入している。地域手当は、地域手当の3%（医師は8%）を算入している。

地域手当は、都市部と周辺部の物価差を調整する目的の手当であり、本財団においては、本（岡山市）の職員にのみ支給し、一部支所（美作市）の職員には支給していない。一方、寒冷地手当は、寒冷地域の暖房や積雪対策のたためる。このように、地域手当は、寒冷地と本財団との間には必要と認め、物価差を調整する必要があると考えている。

③ 岡山県難病相談・支援センター事業委託

県から受託している、岡山県難病相談・支援センター事業の仕様書において、職員の研修等を行うこととしている。また、研修等を行うこととしている。また、研修等を行うこととしている。また、研修等を行うこととしている。

受託している、岡山県難病相談・支援センター事業の仕様書において、職員の研修等を行うこととしている。また、研修等を行うこととしている。また、研修等を行うこととしている。また、研修等を行うこととしている。

④ 会議室の利用状況

同財団では会議室の貸出しを行っている。しかし、利用回数が増え、貸出しが困難な状況にある。また、貸出しが困難な状況にある。また、貸出しが困難な状況にある。

監査時には、有料貸出分のみ報告している。また、有料貸出分のみ報告している。また、有料貸出分のみ報告している。また、有料貸出分のみ報告している。

14. 公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター

(1) 指摘内容

① 専務理事に対する報酬

常勤役員である専務理事に対して扶養手当、調整手当、時間外手当が支給されている。公益認定を受けるときに常勤理事が必要とする経費の観点から、経営指導員を専務理事に選任した場合は、法人の役員でも専務理事に時間外手当を支給するの不適切であると言わざるを得ない。自主財源を確保するたための方策等の上、専務理事に対する報酬のあり方を改善すべきである。

今後、経営指導員の使用人兼務役員としてのあり方、専務理事の必要性及び人選の仕方並びに報酬のあり方について検討してまいりたい。

② 規程の改定

職員給与規程によると、扶養手当は扶養親族のある職員に対して月額13,500円を支給しているが、監査対象期間における実際支給額は月額13,000円であり、規程と実態とが乖離している。今後は規程改定の要否を定期的に見直し、適時に改定することが必要である。

職員給与規程を一部改正し、13,000円とした。今後も規程の適否を定期的に見直し、適時に改定することが必要である。

(2) 意見

① 試験研修センター業務協力事業特別会計の事業費

試験研修センター業務協力事業特別会計の消耗品費の中に山陽新聞の購読代36千円が含まれている。購読代を特別会計で処理している理由は、山陽新聞を購読することによる当該事業にかかる情報収集を実施しているためとこのことである。しかし山陽新聞は一般紙であり、山陽新聞を購読することが必ずしも管理業務に係る情報収集と直結するものではない。山陽新聞の購読代に関して特別会計ではなく一般会計で処理すべきであったと考える。

当該事業については、平成23年度で終了しているが、ご指摘のとおり山陽新聞の購読代は平成24年度からは一般会計で処理している。

② 経営特別相談員にかかる謝金の支払基準

同法人は経営特別相談員に対して、取扱い1件当たり1,000円の謝金を支払う。1件当たりの謝金額は、全国生活衛生指導センターが作成している「特別相談員研修会経費の単価表」における受講者、センター職員の旅費1,000円/人(一律支給の場合)を参考に決定しているとのことである。しかしながら、謝金額決定に関する基準は作成されていない。恣意性が介入することのないよう謝金額決定に対する考え方や1人当たりの上限額等について基準を設ける必要があるものと考えられる。

生活衛生営業経営特別相談員への旅費の支払いに関する内規を定め、平成25年4月1日から、この内規に基づき旅費を支払うこととしている。

③ 賛助会費の徴収

生活衛生営業事業者で構成される13の組

会費の徴収については、納付期



てをき性台理  
れ失で能書管るし、  
遅紛覽可図てえ施  
がで閲うてけ考実  
却とにあべつとを  
返こ由にすを能卸  
、う自難を号可棚  
い行、盗書番施の  
行をらは図に実書  
を促が又は書も図書  
理督な失で図卸は  
管はし紛団、棚度  
帳てかが財り、ら1  
台いし書同おから  
はつ。図。てと年を  
てに。ら。い。し。こ  
いのいかな入ると  
つもで況め記いく  
にるい状否は帳し  
書防るは帳し少  
図書

④ 水道光熱費等

同財団は、岡山県動物愛護センター  
か所山の県施設、負し損益で  
が山お全使用損益で  
をがを正す  
す

財団から協議も適  
がわかと程と  
今後認識  
の愛護のた  
使用料  
等物のつか  
費動にか理  
熱で、分け  
光の、つな  
道のいし、  
水いし、な  
はな協議も  
でら協度  
財団かと  
がわかと  
今後認識

⑤ 事業報告書の報告事項

公益事業の動物愛護推進事業とし、同財団  
が取組んで収容犬の譲渡を、譲渡した  
誤りの原因は、動物愛護センター施設内に  
あ。のボラの譲渡数と、関係団体等による  
多様な経路により動物の命が救われること  
は動物愛護のため財団の事業に同じである。

財団事業に係る分だけを計上す  
ることとした。

⑥ 譲渡犬・ねこの追跡調査

譲渡前提予防から平成23年度までの管理が  
前提予防から平成23年度までの管理が  
平成23年度の実施報告書の確認状況は、  
平成24年度においこの対応は、個別に  
平成23年度の実施報告書の確認状況は、  
平成24年度においこの対応は、個別に  
平成23年度の実施報告書の確認状況は、  
平成24年度においこの対応は、個別に

長期にわたる未報告者について  
は、個別センターへ報告すること  
を記録した。

(2) 意見

<p>① <b>ドッグラン施設の運営</b> 動物愛護センターでは、無利の施設を運営しているが、利用者が多く、施設の維持に費用がかかる。県は、施設の維持に費用がかかるため、ドッグラン施設の運営に費用がかかる。県は、施設の維持に費用がかかるため、ドッグラン施設の運営に費用がかかる。</p>	<p>県の施設は、の有効活用を図る。県の施設は、の有効活用を図る。県の施設は、の有効活用を図る。</p>
<p>② <b>財団の自主財源確保</b> 現状では、同財団は、収入が不足している。県は、同財団の収入を増やすために、自主財源を確保する。県は、同財団の収入を増やすために、自主財源を確保する。</p>	<p>友の会の会員増や、来客数の増加により、自主財源確保に努めたい。</p>
<p>③ <b>動物ふれあい活動</b> 津山市内の動物ふれあい活動は、動物愛護センターで行っている。県は、動物ふれあい活動を広げるために、津山市と連携する。県は、動物ふれあい活動を広げるために、津山市と連携する。</p>	<p>平成24年度、新たに、エスポールや介護老人ホーム等、岡山県下全域で実施したい。</p>
<p>④ <b>事業活動別管理</b> 同財団が事業活動別管理を行っている。県は、事業活動別管理を推進する。県は、事業活動別管理を推進する。</p>	<p>平成24年度予算及び決算から、事業別損益ベースで管理を行っている。</p>
<p>⑤ <b>同財団の啓蒙事業</b> 同財団の啓蒙事業は、動物愛護センターで行っている。県は、同財団の啓蒙事業を推進する。県は、同財団の啓蒙事業を推進する。</p>	<p>しつけ教室や譲渡会、動物ふれあい教室など、無責任な動物啓蒙を行っている。</p>

に、動物、児童、高齢者、障害者等の権利や生命の尊厳が守られるよう努め、適切な飼育環境の確保、虐待防止、動物の健康維持等の取組を推進する。また、動物の保護や福祉に関する啓発活動や、動物の愛護や福祉に関する相談業務の充実を図る。

⑥ 譲渡会のための飼育及び譲渡会のあり方

年齢、性別、性格、健康状態、飼育環境等を考慮し、適切な飼育施設での飼育を行うこととする。また、譲渡の目的や、譲渡者の状況等を考慮し、適切な譲渡先へ譲渡を行うこととする。また、譲渡会の開催に際しては、譲渡者の負担を軽減するため、適切な支援を行うこととする。

県の委託業務として、民間事業者等に委託し、譲渡の推進を図る。また、譲渡会の開催に際しては、譲渡者の負担を軽減するため、適切な支援を行うこととする。

16. 社会福祉法人健康の森学園

(1) 指摘内容

① 市町村に対する訓練等給付費請求事務

適切な訓練等給付費請求を行うためには、把握し、日々の障害者等の施設利用状況を把握し、適切な訓練等給付費請求を行うこととする。また、訓練等給付費請求の正確性を確保するため、適切な取組を行うこととする。

(i) サービス提供記録表を作成して、利用者が日時の確認後押印することとした。

(ii) タイムカード入退出時間記

ためには、上記タイムカードの入退時間記録と利用者名簿（サービス提供記録表）並びに市町村へのデータ送信結果の一致を当然に認すべきであるが、これらの記録の正確性が確認されていない。

(iii) 施設利用の当日連絡によるキャンセルの場合、利用者本人や家族等への連絡調整その他の相談援助と記録が請求要件とされている。しかしながら、帳簿（ケース記録票）上欠席事由は記載されているが、いつ欠席連絡が来たのかの記録が十分ではなく、欠席時対応加算の判断の根拠となる記録として不備がある。記録の徹底が望まれる。

録と利用者名簿（サービス提供記録表）並びに市町村へのデータ送信結果の一覧表を作成して管理者が確認することとした。

(iii) 欠席時対応加算の根拠資料となるように、連絡を受けた日時・内容をケース記録に明記することとした。

**② 退職金規程の改定**

同法人は、職員の退職金制度として独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済及び社会福祉法人岡山県社会福祉協議会の岡山県民間社会福祉事業者共済の二つの共済に加入している。各共済における規約の改定があるものの、同法人の退職金規程の改定はなされないままとなっており、共済規約との不整合がみられた。規程の改定を適時に行うべきである。

退職金規程の改定を平成25年12月の理事・評議員会で行った。今後も適時行っていく。

**(2) 意見**

**① 就労継続支援事業における生産物の個数管理の必要性**

就労継続支援事業の一環として、知的障害者の方々は、物品の生産活動に従事している。これらの生産物は、地元の農協、施設へ来園者や職員、施設内イベントにおいて販売され、障害者自立支援法等に基づき、販売収益は必要経費を控除した上で従事者に工賃や賞与のかたちで全て配分される。しかしながら、年間販売収益は千数百万円にのぼる一方で、生産分の個数管理は行われていない。まず、農協等への販売委託の際、生産物をいくつ引渡したのか払出個数が記録されていない。このため委託販売先からの入金額や販売実績報告数との差数は在庫として残っているのか、廃棄されたか顛末が検証されていない。このため仮に販売数の過少申告や代金の横領が発生しても発見できないのが現状である。また、日々の生産数も把握されていない。園内販売において代金收受した職員は収益計上伺いを作成し、現金と併せ事務局に自己申告しているのみである。生産物や販売代金の横領のリスクを防止する内部統制としては十分ではない。特に金額的に重要な生産物については数量管理を行うべきである。

生産物販売記録簿を作成して記録することとした。

**17. 水島港国際物流センター株式会社**

**(1) 指摘内容**



は、定期的な点検を受ける。今後、年に1~2回程度の定期的な点検を実施する。同社の実態を把握し、必要に応じて、関係機関と連携し、適切な対応を図る。また、関係機関との連携を強化し、適切な対応を図る。また、関係機関との連携を強化し、適切な対応を図る。

**③ 修繕計画及び投資計画**  
 中長期の経営計画に基づき、設備の更新や修繕計画を策定し、必要な資金を確保する。また、投資計画に基づき、新規事業の展開や既存事業の拡大を図る。また、投資計画に基づき、新規事業の展開や既存事業の拡大を図る。

①に記載した内容について、関係機関と連携し、適切な対応を図る。また、関係機関との連携を強化し、適切な対応を図る。また、関係機関との連携を強化し、適切な対応を図る。

**18. 岡山セラミックス技術振興財団**

**(1) 指摘内容**

**① 引当金計上**  
 平成23年度末時点において、研究開発等引当金の計上不足が認められた。また、研究開発等引当金の計上不足が認められた。また、研究開発等引当金の計上不足が認められた。

平成24年度決算において、研究開発等引当金の計上を廃止し、積立金として計上した。

**② 同財団の保有資産の管理台帳への記載**  
 30万円未満の資産が固定資産管理台帳へ記載されていない等、ばらつきがみられた。同財団保有の資産に関して、固定資産管理規程に合致した管理を行う必要がある。

固定資産台帳（財団）の記載内容を固定資産管理規程に合わせて整理した。

**(2) 意見**

**① 投資の状況**

同財団の資産のうち150,000千円が、金利変動リスク、流動性の高い仕組債で運用されている。このうち、50,000千円に決算期には、時価情報の入手が困難な場合があった。平成24年3月末における参考時価情報によれば、150,000千円の投資有価証券に43,566千円の含み損が生じており、この金額だけ資産が逸失していることになる。金利変動リスク等が高い資産に関しては、時価情報の入手を適時に実施し、含み損益の発生を確保するとともに、今後、はより安全性の高い資産での運用が求められるものと考え

リスクの高い商品は、新規には取得しないこととしている。（「資産運用に関する規程」）また、時価情報を適宜入手しリスク管理を十分行うこととした。

② 県有資産の管理

岡山セラミックセンターの施設内にある測定等のための機器等は、そのほとんどが県の有資産である。精密な測定や試験を行うための取得価額も高くなっている。定期的な現物実査を実施して、多額の県有資産が施設内にある以上、同財団の把握に努める。同財団においては、早急に定期的な現物実査のルール及び実施マニュアル等を策定し、県所管部局との協力の程度等の把握に努める必要があるもの

県有資産の管理については、台帳と現物を確認済みである。今後、年1回実施する。

③ 長期修繕計画の策定

同財団において、建物等の長期修繕計画が策定されていなかった。岡山セラミックセンターは県有資産であるが、開所時期から20年以上も経過しており、近いうちに大規模修繕が行われることは避けられないものと考えられる。これに対して、同財団は大規模修繕の程度、実施時期及び金額等を見積もっておらず、県所管部局に対して報告していない。修繕の必要性に基づいた年次計画を提示報告する必要があるもの

建物の大規模修繕計画の策定については、役割分担を含め財団と県担当課で引き続き協議を行う。

19. 倉敷ファッションセンター株式会社

(1) 指摘内容

① 現金管理

同会社では、経理記帳担当が、現金実査も行って、記帳と資金管理担当は内部牽制の観点から別の担当者とするべきである。また、実査結果が鉛筆で記入されており、後から書きかえることが可能な状態である。不正防止の観点からボールペン等で記入することを望まれる。さらに、実査結果について

実査の方法を見直し、鉛筆での記載を不可とし、また、上席者の確認を行うこととした。

者の確認もなされていない。今後は、これらの内部牽制手続を構築すべきである。

(2) 意見

① 施設の稼働率

同会社における賃貸施設の稼働率は高いとは言いが、累積損失を抱えており、少しでも収益を上げるように努力すべきである。賃貸施設を稼働率を上げるべく、さらなる広報活動を実施すべきである。

引き続きギャラリー等の稼働率向上に向けて広報活動を行っている。

20. 株式会社オービス

(1) 指摘内容

① 取締役報酬の決定

取締役報酬は、株主総会決議による限度額内の範囲で支給されているが、個々の取締役に対する報酬額は株主総会でも、取締役会でも決議されていない。個々の取締役の報酬については、株主総会で決議するか、あるいは、取締役会で決議する必要がある。

役員報酬総額の上限額が株主総会個別報酬引に、おおよそ類似しているが、報酬引は、株主総会決議によるものである。役員報酬は、株主総会決議によるものである。役員報酬は、株主総会決議によるものである。役員報酬は、株主総会決議によるものである。

② 譲渡性預金の表示方法

平成24年3月末時点で譲渡性預金を362,580千円保有しており、計書類上、「譲渡性預金」勘定で表示されている。「有価証券」勘定に含めるべきである。

今後は公認会計士と相談の上、その表記について検討する。

③ 職務分掌規程の更新

職務分掌規程と実際の組織体制に乖離が生じている。職務分掌規程は組織体制の基礎となるものであるため、組織体制の見直しが行われた都度、職務分掌規程の見直しも随時行うべきである。

見直し済みである。今後も体制見直しの都度、職務分掌規程も見直す予定である。

④ 引当金計上

平成23年度末時点において、システム保証引当金73,054千円、貸倒引当金1,779千円計上されている。システム保証引当金は、過去の保証実績に基づいて計上する会計方針が採用されているが、計上には過去の保証実績に基づいて計上する必要がある。過去の保証実績に基づいて計上する会計方針に従うと、システム保証引当金を計上することはできない。また、貸倒引当金は、貸倒実績に基づいて計上する会計方針が採用されているが、実際には法人税法上の法定繰入率に基づいて計上されており、過去の貸倒実績等に基づいて計上方法となっていた。

システム保証引当金については、情のたはに計上する必要がある。システム保証引当金は、過去の保証実績に基づいて計上する必要がある。システム保証引当金は、過去の保証実績に基づいて計上する必要がある。システム保証引当金は、過去の保証実績に基づいて計上する必要がある。

今後については、引当金の要件に当てはめて、計上の要否及び計上金額の妥当性について検討する必要がある。

**⑤ 県の委託事業**

岡山県の委託業務の一つであるポータルは、契約期間 3 社時  
 岡山県の委託業務に於ける管理業務として、前 8 時から午後 5 時  
 同会の社員が平日の午前 9 時から午後 5 時  
 の就業規則で定められている。業務に支障が生ずること  
 がないよう、就業規則の発生の発生が担保  
 早くなるとして、定時外勤務の遵守  
 同会では、管理業務として、業務時間を規定し、業務時間を則した  
 与体系を立案すべきである。

平成 25 年度の委託契約から、  
 成人業務 5 時間（1 時間）  
 管理業務 5 時間（1 時間）  
 「午後 5 時」

**(2) 意見**

**① 固定資産管理規程の策定**

平成 24 年 3 月 31 日現在、同会社は 5  
 4,941 千円の固定資産を有しているが、  
 これに対する現物実査の頻度・方法を定  
 管理方針を明確化する。また、経理が  
 方針に関する実務上の慣行として引き  
 継がれている。明文化されたものはな  
 い。  
 固定資産に係る経理処理方法を明確化  
 するとともに、固定資産管理規程の策  
 定を検討すべきである。

規程の策定を検討する。

**② 取締役報酬規程の策定**

取締役報酬規程が作成されていない。個  
 々の取締役に対する報酬を、取締役会  
 の決議により決定する。取締役相互  
 の報酬を、取締役相互間の職  
 務の標準的な報酬や、取締役賞与を  
 支給する際の基準等を明文化しておく  
 のが望ましい。

取締役報酬は、これまでも株主  
 総会決議による限度額の範囲内  
 で支給しているところであり、引  
 き続き経営状況等を踏まえなが  
 ら適切に支給することとしたい。

**③ 事業計画及び中長期経営計画の策定**

現在、3 月に開催される取締役会で翌  
 期の事業計画が報告されているが、数  
 値目標とし、利益目標は策定  
 されていない。費用を管理する  
 ことも、少なくとも翌年度の利益  
 目標は策定すべきである。  
 また、中期的な経営ビジョンにつ  
 いては、書面として策定するこ  
 とが望ましい。

経常利益について、目標の策定  
 を検討する。計画書の策定  
 労力と効果を比較すれば、現  
 在の必要性を認めている。

**④ 県の関与の必要性**

民エ) インをる県の第べ 就る評の し述る報資い  
 らイヤ行フの技を悪もら組 て、あ合社 と前あ情出て  
 なハラ行フの用がてかり い約や、な資は性地め行  
 み報フをイ応運性いと取 つ制札りは出で異のたを  
 の情イ援ラ相理算おこに にの入あできい特県る与  
 体山ラ支、つ管採にる的 長業争での続つな山あ関  
 治岡の務がかかるた化あ体 社営競態もきにう岡でき  
 自し化業る立よま度で主る。 の般形る引とよは欠続  
 、対報のあ中に。高欠がいあ間一注すがこの一可き  
 はに情等でで体るT可一てで年、発約県るこタ不引  
 社者域続ろ平団あC不タえB2はる制、すりクにて  
 会業地接こ公るがIはク考O、県よをたとおせ進し  
 同事(のと、す要の素セと県後、に動ま関と三推と  
 間イへるは有必北要3き 任が価行 ての第化者く。

を情中る受た亘基達 とついいけてが行 る県があ  
 化る「す」しにイ度 体なてつ向し県の あととで  
 報たの成る渡般エ程 業としに県出、て はる必要  
 情わ段達あ譲全ウる 事調立長は提はし 緯える必  
 のに前をでへ活イあ 間基自社間を況とし。経考けが  
 業般、と業社生ハ、 の民字てる年書状体た。続けが  
 企全がこ事他民報り、 の黒しあ2約の団れたら続し  
 小活る」なは県情よ、 他しとで後誓こ利らしかし検  
 中生ある的「山に は得団B任の、営け受設状関て  
 、民です接築、岡と、で獲団O就旨がて見をのてい  
 は、県と援直構方、こる。件を利県長いたつと社社し  
 的、こ支たの一はたえ案約営。社なけえると会社と  
 目にするをれム。」れ考え札契、るてわ受かえる会同  
 立も凶化らテる進さと入、らきし行をてての資否  
 設とを報けスあ推備ののもか対を明とれし出資否  
 のと進情掛シでの整も県つと価に動説こき導現きる  
 社る推の手整と化がた、つこ評県活のる約主、続ある  
 会すの業に調こ報線きたしるも、業とす制がの引き  
 同支援企め注の情回でま合いと、業とす制がの引き  
 支報小た発とる幹成 競てるてのい関動 もが妥る。

2 1. 岡山県信用保証協会

(1) 指摘内容

① 現金回収時に発行する領収証の管理  
 求償権の回収業務に使用する領収証の管理  
 に出者が明簿に記し、回収した領収証の管理  
 領収証の管理が適切でない。領収証の管理が  
 領収証の管理が適切でない。領収証の管理が  
 領収証の管理が適切でない。領収証の管理が

簿、切上証査な  
 理し、適る収検正  
 管加の領と厳  
 証追証印の事ど  
 収を収検々監な  
 領欄領に個勤う  
 ら日が後、常行  
 かり者た、を  
 度帰当しまは査  
 年持担認。て監  
 5の理確したい  
 2証管をしつ逐  
 成収証用更にが  
 平領収使変理長  
 に領なう管室管

② 固定資産の会計計上時期  
 固定資産の取得に際し、会計システムや固  
 定資産の取得に際し、会計システムや固  
 定資産の取得に際し、会計システムや固  
 定資産の取得に際し、会計システムや固

信用保証協会の規則に定める  
 信用保証協会の規則に定める  
 信用保証協会の規則に定める  
 信用保証協会の規則に定める

(2) 意見

① 条件緩和保証債務残高のリスク管理の徹底  
 平成21年12月に時限立法で成立した中  
 小企業金融円滑化法(以下、「円滑化法」と

信用保証協会の規則に定める  
 信用保証協会の規則に定める  
 信用保証協会の規則に定める  
 信用保証協会の規則に定める

期終で緩、にと準引そ勘たきにい程債おて分定延定行的も  
 長限が件は幅況基失、金じで権おの証にき十算間固が期ある  
 延期影響の割合近い計損は備乗握債にク協会をの期、握定あ  
 最終の影の前るし近る保科目準を把握た後リす同管理価保み度的要  
 最法な行め比較%す務定債定切を終する対、管ク保はの期1必  
 に化大施占比0用債勘権一適和法現権る区り考あての年と  
 末滑大のにと2がけす求高態緩化発債あの権考あての年と  
 3月円てののと2がけす求高態緩化発債あの権考あての年と  
 年がと化全月で会にお当・残実件滑が和で務債とのつ承諾をるく  
 5るに。滑高3年度証計に勘れ況て、損件は証しものつ承諾をるく  
 2な会る。円残3年保証計に勘れ況て、損件は証しものつ承諾をるく  
 成に協れの務14保証計に勘れ況て、損件は証しものつ承諾をるく  
 平と証さ会債22用業当備い政上。つはる条る保握る務証把に少価  
 は、こ保念協証成成る。信企引準、財ない。よ務上一般な把あ債保価等の評  
 )はる用懸同保平平、倒任がずは法証濟の然よ分き保はに価な値る。  
 )え信がにのの、てでば貸責るぎで化保弁他当の。ベ保て時評いい価え  
 う。迎、と際務前しっ方れ・れあすの滑る位、はこいう担い請税て保考  
 い限了る。和施上。に当れ定額る。円す代はとてな行有つ申産れ担との

償独自 緩務する理 市しか考慮過この担  
 債を 件債対中 は見こもを行現正  
 償を 条証對期 てのる担年を。適  
 規定。保に期 いて額負2価るり。  
 ・規定。保に期 いて額負2価るり。  
 定てきよす債し。つ価て用り評あり  
 勘い法に緩和に定税わの日てのし  
 金つは法に緩に定税わの日てのし  
 備にと化権件様め算産行者価いも直に  
 準定こ滑債条同努の資に業評つる見  
 責任勤る円た般はう値定と企終にいの把  
 責金す、け一務よ価固ご小最のてとの  
 、備更た受の債う保の年中、もしご  
 お却に 和と保を 町がらのしと2年価

2 2 . 公益財団法人岡山県産業振興財団

(1) 指摘内容

① 中長期経営計画の財務数値化  
 現状では、中長期経営計画が策定され、発展し、今後は財務  
 となる。同財団は、この状況を把握し、策定する必要がある。  
 フロの動値に資する計画を策定する必要がある。

当財団は、この状況を把握し、策定する必要がある。  
 公の託及よ期の困の目標を達成する必要がある。  
 益の認及び影響を、その設定の目標を達成する必要がある。  
 目的を占め、その設定の目標を達成する必要がある。  
 事業の受け入れ、その設定の目標を達成する必要がある。  
 100%の補助を受けること、その設定の目標を達成する必要がある。  
 100%の補助を受けること、その設定の目標を達成する必要がある。

② アンケートの集計結果  
 同財団では、アンケートを随時行っているが、その集計結果について特  
 同財団は、県が一部出資している外郭団体であり、県からの委託等

景況調査等、特に情報公開が必須な情報は、積極的に公表されている。  
 景況調査等、特に情報公開が必須な情報は、積極的に公表されている。

を行っている以上、県民からの要望等を取り入れたアンケート等を通じて県民に公表し、積極的に努める必要があるものとする。

セミナーや商談会等では、特定の商談会には、アンケートを行う。アンケートの結果を、幅広く公表し、結果を公開する。

③ きらめきファンド事業費補助金の実績集計誤り

同財団は、県が創設した「きらめき岡山創設した小企業への助成事業の補助金を拠出している。事業費のうち、事務費の発生状況を把握し、集計する必要がある。

日誌作成者による再チェックを実施し、業務上の誤りを修正し、集計作業の正確性を確保した。

④ 業務システムと会計システムの債権残高の不整合

現在、会計システム上の債権残高と、債権管理システム上の債権残高に差異が生じている。差異額の調査と修正を行う必要がある。

調査の結果、業務システム上の債権残高と、会計システム上の債権残高に差異が生じていた。両システムの不整合が他に影響を及ぼすことはなかった。

⑤ 附属明細書の誤り

平成23年度決算報告書の附属明細書において、引当金の明細の内容に誤りが生じていた。今後、正確な情報を開示する必要がある。

経理班及び総務班でのダブルチェックを行い、体制を強化することで再発を防止するようにした。

(2) 意見

① 委託業務にかかる実績報告の資料の作成

委託業務において、年間各費用項目の実績が委託前と同額で報告されている。実際には、費用超過や不足が生じている。報告は、実績報告書を作成し、客観的に分かりやすい資料を作成して報告することとした。

見積と実績の差額を表形式にするなど客観的に分かりやすい資料を作成して報告することとした。















計上されていたが、受取人が会社である従業員生命保険は、資産計上すべき額と費用処理すべき額に適正に分けて計上する必要がある。一部費用計上すべき額が資産計上されたいため、資産が過大計上となり、是正すべきものと考えられる。

③ 貸借対照表の表示

取引先である(株)K社は、平成14年度中に民事再生法適用を申し立て、以降民事再生計画どおり同社の保有する滞留債権(株)K社に回収される債権は回収まで5年を超え流動資産の売掛金として表示し、貸倒引当金も計上されていない。貸倒引当金の計上、破産更生等債権の計上が必要である。

是正に向け顧問税理士と検討しているところである。

④ 長期滞留債権

同会社には長期滞留している債権があり、貸倒引当金を50%引き当てている。内容は以下の通りである。

A社:

売掛金残高 7,641千円  
 資金化未決済小切手 2,100千円  
 不渡り小切手 1,200千円

A社は平成14年度から支払いが遅延し始め平成17年6月には取引を停止している。平成18年度まで交渉を続けてきたが、現在は連絡手段がない状態である。また、民間の調査機関の報告では銀行取引が停止していることが確認されている。

B社:

売掛金残高 3,065千円  
 受取手形 914千円  
 特別会員出資金 100千円

同会社では平成20年5月7日に、B社の自己破産に関する資料を岡山地方裁判所より入手しており、平成20年4月15日付で破産確定していることを確認している。

上記2社に対する債権については、実質的に回収不能の状態であり、債権の資産性が認められないことから、損失処理すべきである。

現時点では未処理であるが、将来的に財務状況が好転すれば、債権を償却し損失処理をする予定としている。

⑤ 退職給付引当金

同会社には従業員が51名在籍しているが、退職給付引当金を計上していない。今後は毎期末に期末要支給額に基づいて退職給付引当金を計上すべきである。

平成26年度からの積立てに向けて、詳細を税理士と検討することとしている。

⑥ 減価償却費の計上

有形固定資産の減価償却は、取得価額の5%まで償却した時点で償却を終了しているが、法人税法上、残存簿価(9,310千円)を5年で均等償却することが認められている。一般に公正妥当と認められる会計処理として、残存簿価を法人税法の規定に基づき5年で均等償却すべきと解されている。

適正な処理に向けて、税理士に相談しているところである。

って前年度までの5年間各年度で1.8百万円程度費用が過少になっている。

⑦ 取締役会の開催

取締役会は3箇月には1回以上開催される必要がある。同社では定例会は適時開催される。また、3箇月に1回は臨時取締役会を開催する必要がある。

平成25年度は、既に3回開催している。年度中に合計4回開催する予定としている。

⑧ 各種規程

規程は、定款・定章・役員報酬規程・職務分掌規程・労働規則・その他規程を定めておく必要がある。また、現行の規程は、一部が古く、見直しが必要である。

随時整備する予定としている。

⑨ 現金実査

1階の金庫及び2階の金庫で現金を管理している。1階の金庫は毎日実査されており、2階の金庫は定期的な実査が行われている。また、現金の出入りには捺印が必要である。

鉛筆書きからボールペン等に変更するなど、指摘事項については既に是正済みである。

(2) 意見

① 金融機関からの借入金に対する代表取締役個人からの債務保証受入

同社の金融機関借入金（平成24年3月末残高11,876,000円）に対し、代表取締役個人から債務保証を受ける者が増加している。これは、同社の信用が低下していることを示している。また、代表取締役個人からの債務保証は、同社の信用を損なう恐れがある。したがって、代表取締役個人からの債務保証を抑制する必要がある。

同社は、県営食肉市場の一端を担っており、その重要性は十分認識している。しかし、同社の信用が低下していることは、同社の持続可能性に大きな影響を与える。したがって、同社の信用を回復させるための対策を講ずる必要がある。

27. 岡山県漁業信用基金協会

(1) 意見

① 団体としての存続意義

同協会は、金融機関の中、小漁業者等に對する業務を、融資の通を円滑にし、漁業の発展に資するものとして、同協会の設立を目的とし、その業務の遂行に必要とする資金の融通を図ることを旨として、平成23年度の収益の内、主たる収入は、事業収入として、保証料収入781千円、手数料収入690千円、その他334千円である。自らの事業収入である保証料収入も、平成23年度において2件しか新規保証料収入を得ていない。現状では、同協会の運営が賄われておらず、本業として必要な資金を確保することができず、漁業の発展に資するものとして、同協会の存続意義は、あると考える。同協会の設立当初は、近隣の漁業信用基金も、この状況下で、新規保証料収入を得られなかった。同協会の設立当初は、近隣の漁業信用基金も、この状況下で、新規保証料収入を得られなかった。同協会の設立当初は、近隣の漁業信用基金も、この状況下で、新規保証料収入を得られなかった。

法金債の発行、融資の目的、漁業の発展に資するものとして、同協会の設立を目的とし、その業務の遂行に必要とする資金の融通を図ることを旨として、平成23年度の収益の内、主たる収入は、事業収入として、保証料収入781千円、手数料収入690千円、その他334千円である。自らの事業収入である保証料収入も、平成23年度において2件しか新規保証料収入を得ていない。現状では、同協会の運営が賄われておらず、本業として必要な資金を確保することができず、漁業の発展に資するものとして、同協会の存続意義は、あると考える。同協会の設立当初は、近隣の漁業信用基金も、この状況下で、新規保証料収入を得られなかった。同協会の設立当初は、近隣の漁業信用基金も、この状況下で、新規保証料収入を得られなかった。

② 情報公開

同協会は、その事業活動について、情報公開がなされていない。県の外郭団体として存続する以上、県民への説明責任があり、情報公開に努める必要がある。

法人の概況、事業報告及び事業計画の概要は、県ホームページで毎年公開している。必要な情報公開はなされていると考える。

③ 中長期経営計画の策定

中長期経営計画の計算書は作成されていない。行動計画等に基づき、経営上の目標を設定し、その達成を図るための計画を策定している。

中長期経営計画は、今後5カ年の行動計画に基づき、経営上の目標を設定し、その達成を図るための計画を策定している。情勢の変化に応じて、計画の修正が必要である。

# 平成26年3月25日 岡山県公報 号外

同協会を存続させていくためには、中期ビジョンを立ててそれに基づく計画を策定し、実績との比較を行っていくことにより事業運営を管理していく必要がある。

場合は、適宜対応してまいりたい。

## ④ 債務保証の審査

債務保証の審査にあたっては、岡山県漁業信用基金協会業務方法書（以下、「方法書」という。）に定めるもののほか、岡山県漁業信用基金協会債務保証審査基準（以下、「審査基準」という。）により、その際には債務保証審査委員会（以下、「委員会」という。）による合議体として調査審議しその結果を導いている。この審査を系統的に実施し、審査の継続のため、審査方法書や審査基準を継続的に更新し、審査手順のチェックリストを作成する必要がある。

平成24年12月から審査基準をベースとして、審査時のチェックリストを作成し、同委員会で協議、審査したところを改善した。

## 28. 財団法人岡山県水産振興協会

### (1) 指摘内容

#### ① 海難予防対策事業にかかる助成金給付申請書

海難予防対策事業は、海難予防設備の購入にかかる費用の一部を助成する事業であり、岡山県下にある20の漁業協同組合から毎年申請書が提出され、これに基づき助成金が交付される。2漁業協同組合からの申請書について、申請書の様式間で不整合が見られた。助成金の交付は、実際の購入実績に基づき実施されるため、申請金額そのものには問題はないが、申請書類は、助成金交付決定をする上で、要書類となるため、各書類の整合性を確認し、交付決定を実施すべきである。

平成24年度申請分から申請内容の審査に当たり、各書類の整合性を図るよう改善したところである。

#### ② 賞与引当金の計上

職員給与規程によれば、賞与は夏季6月、冬季12月、そして年度末である3月に支給される。夏季賞与の計上期間は12月1日から5月31日となっている。適切な期間損益を把握するため、年度末において夏季賞与の見込額の4ヵ月分（12月から3月分）を賞与引当金として計上する必要がある。

平成25年度決算から、必要な引当金を計上することとしている。

#### ③ 家族（扶養）手当

同協会の職員給与規程では家族手当について「家族手当は県に準ずる」と規定している。しかし、同協会の家族手当と県の扶養手当を比較すると乖離が生じている。職員給与規程に「県に準ずる」と記載がある以上は、職員給与規程の見直しを行い、乖離を解消すべきである。

本指摘は、規程改定時の修正漏れによるものであり、協会では平成22年9月から県に準じないことから、職員給与規程に記載された「県に準ずる」を削除して対応したところである。







森がも画した事す  
は度に計じた修正  
ら制た営生し修  
か金つ経が生を  
年度あ期象発画  
年補が長事が計  
3る化、な象営  
2係変降、要事経  
成にの以重な期  
平業境年度。た長  
り、事環年た新て  
な支経1つ、し  
く接な成な直度  
し直大き平こ見年  
厳全大、て時初考  
が保れずし随を考  
運環入わ直は度と  
業林導関を場合象

③ 不成績造林地の減損についての考え方と松枯れを含む土地の一部筆解約又は除地処理

(i) うち、うち資味を  
この「」を経った認識  
り松に書損、も便の減  
このことは、公益的な  
このことは、公益的な  
このことは、公益的な  
このことは、公益的な

(i) マツクイムシ被害林等の不  
成績造林地を減損し、解  
も森資源を減損し、解

(ii) 契約地全体を精査するた  
には長期間を要するが、今  
積極的に進める。

④ 分収割合の見直し

同公社の見直し  
(地権者)がすぎ低分  
割更者に留余に中  
変更者に留余に中  
た度円ま

公約は7割、上平林割と有林に移うか  
社の6割、上平林割と有林に移うか  
の6割、上平林割と有林に移うか  
分6割、上平林割と有林に移うか

増加となる。市町村林業については他の公社で分割する割合を90%まで引き上げた事例もあり、変更余地があることからも変更交渉を模索すべきであるものと考えらる。

し等は、理解が得られにくいと判断している。

**⑤ 間伐材等の製材業者との直接提供契約による増収**

間伐材等の販売について、木材市場へ売却する方法と直接業者へ売却する方法とを比較検討する。直接業者へ売却する場合は、間伐材の運搬費が削減できる。平成23年度の直接売却は1件802㎡、売却面積換算で8.2ha/759.46ha全体面積全体の1.1%に留まっているが、今後、製材業者との直接提供契約を結び、ニーズに合わせた供給を積極的に進め、費用削減が可能な可能性もあるため検討されたい。

今後とも、直接、木材取扱業者や製材工場へ販売する方法など、検討する。

**⑥ 森林資源の利用拡大**

(i) バイオマスへの取組  
岡山県真庭市では、「バイオマス活用促進計画」を公表し、バイオマス利用の促進を図っている。バイオマス発電所は、バイオマス原料の確保が課題となっており、バイオマス発電所の増設や、バイオマス原料の確保を図ることが重要である。バイオマス発電所の増設には、バイオマス原料の確保が重要である。バイオマス発電所の増設には、バイオマス原料の確保が重要である。バイオマス発電所の増設には、バイオマス原料の確保が重要である。

(i) 真庭市内のバイオマス発電所は、平成27年4月かから稼働開始する予定であり、今後、バイオマス原料の確保を図ることが重要である。バイオマス発電所の増設には、バイオマス原料の確保が重要である。

(ii) オフセット・クレジットの利用  
平成20年11月より環境省の主導により、オフセット・クレジット制度が開始されており、森林資源の新たな活用方法として注目されている。オフセット・クレジット制度は、森林の整備や保全活動による炭素吸収量の削減を認め、クレジットとして活用できる。オフセット・クレジット制度は、森林の整備や保全活動による炭素吸収量の削減を認め、クレジットとして活用できる。

(ii) 「オフセット・クレジット（J-VER）制度」については平成24年度末で終了し、新たな「J-クレジット制度」が平成25年度から制定されている。新制度の推進状況等を調査した上で、導入が可能かどうかを検討する。

<p>(1) 指摘内容</p>	
<p>① 貸借対照表上の基本財産の計上不足                  同法人の平成23年度の貸借対照表上の基本財産は1,913,020,794円であるが、受け入れた出捐金の合計は、1,913,459,049円であり差異が生じている。これは、基本財産について運用していることから生じる取得原価と時価との差異によるものである。ここで、同法人の基本財産は寄附行為に定めるところにより、維持しなければならない。貸借対照表上も受け入れた出捐額を維持する必要がある。したがって受け入れた出捐額1,913,459,049円を維持するよう他の資産から充当しなければならないものあり、訂正する必要がある。</p>	<p>平成24年度の決算においては貸借対照表の基本財産に有価証券時価評価額1,912,440,241円を計上するとともに、受け入れ出捐額1,913,459,049円との差額1,018,808円を流動資産として農林中金の預金口座で管理するところにより、基本財産の維持が図られるようにしているところである。</p>
<p>(2) 意見</p>	
<p>① 助成事業の給付額の算定基準                  多能技術者養成事業については、「平成23年度助成事業の給付基準」において「その給付対象は研修に参加した者を対象に、その研修日数に理事長が定める基準単価を乗じたい額の4分の1以内とする」と定められている。しかしながら、当該基準単価は長期間見直しが行われておらず、現在採用している基準単価12,300円は平成23年度の県公営工事設計労務単価13,100円と乖離している。助成金の給付額の算定には客観性、合理性が求められることから、適時直近の労務単価を基準として採用する必要があるものと考えられる。</p>	<p>平成24年度からは当該年度の普通単価を基準とするよう見直ししている。</p>
<p>② 事業と寄附行為の見直し                  寄附行為に事業として7つの事業を掲げており、そのうち「林業労働力に関する調査・研究」及び「高性能林業機械の導入」は平成21年度事業計画の整備促進事業に該当するが、平成24年度の事業計画にも実施予定がなく、寄附行為の変更の検討を要する。同法人では林業従事者の就業の整備、担い手の育成を目的とし、基金の運用による増進を図るが、運用益の増進が期待できない現状においては、より目的に即した事業を実施する必要があり、当該事業の見直しが必要であり、当該事業の見直しを要するものと考えられる。</p>	<p>基金の目的である林業従事者の育成に資する事業の確保を図るとともに、基金の運用益の増進を図るため、寄附行為の見直しを行う必要がある。</p>
<p>③ 財政基盤の強化策                  同法人は、近年の低金利化に伴い基金の運用益が減少したため、事業規模が縮小したため、平成18年度に857百万円であった事業</p>	<p>低金利化に伴い基金の運用益が減少し厳しい財政状況ではあるが、助成事業の維持のための更なる</p>



同公社と県との間で締結される契約書では、再取得の際の予定価額が明示されている。また、買取りの限度額を定めることも、第10条で明記されている。第4項以降の例示も、支那の取得費の支取を要しない点に留意する。第1項の例示は、買取りの順序に留意し、先行する買取りの完了後、再取得の申請を行うこととする。	買取りの期限については、再取得の期限を設定し、買取りの完了後、再取得の申請を行うこととする。また、買取りの期限については、再取得の期限を設定し、買取りの完了後、再取得の申請を行うこととする。
---	---

### 3 2 . 財団法人岡山県建設技術センター

#### (1) 指摘内容

- ① 建設工事発注用の価格積算資料について  
同法人は、岡山県土木積算システムを使用し、建設工事発注用の積算資料（設計図書）の作成業務を県又は県の市町村に委託している。同法人は、積算資料の作成に際しては、県下の市町村に委託している。積算資料のデータは、市販のデータベース（CD-R）に保存され、このデータベースが工事の入札に利用されている。積算資料のデータは、市販のデータベース（CD-R）に保存され、このデータベースが工事の入札に利用されている。積算資料のデータは、市販のデータベース（CD-R）に保存され、このデータベースが工事の入札に利用されている。
- ② 貸倒引当金の設定  
滞留債権の管理はできているものの債権の損失処理や貸倒引当金設定に関するルール策定を既に実施している。今後、ルール策定を検討する。
- ③ 現金実査  
一口現金に等しいものとして、実物の調査を行うこととしている。一口現金に等しいものとして、実物の調査を行うこととしている。

設計積算業務で取り扱う重要な機密情報に、財務室を設け、情報漏洩防止対策を講じた。

債権の損失処理や貸倒引当金に関するルールを策定した。

一口現金に等しいものとして、実物の調査を行うこととしている。入口現金に等しいものとして、実物の調査を行うこととしている。

#### (2) 意見

- ① 修繕の業者選定手続  
同法人は、県営住宅の指定管理者として、100万円を超えない修繕工事

県営住宅の入退去、修繕及び家賃収納業務を  
 行っている。修繕業務に關する業者選定につ  
 いて、10万円以下の場合、10万円以上  
 の場合は、民間を準用すべきと考  
 える。

については、入居者から急を要  
 する修繕にも即時対応できるよ  
 うに平日（土曜日の除外）に  
 対応し、休日及び夜間にも  
 対応できるようにする。また、  
 修繕費の負担割合を、100  
 万円以下の場合、100万円  
 を超えるものについては、岡  
 山県（住宅課）と協議するこ  
 とになっている。

**3 3 . 財団法人吉井川水源地域対策基金**

**(1) 意見**

**① 財団法人形態から県の直営事業への変更**

同法人は、以前はダム建設により住民の移  
 転先選定等資金貸付事業（昭和53年度～平  
 成14年度）や生活再建対策費等交付事業  
 （昭和61年度～平成13年度）を行って  
 いた。県が直接住民個人に融資等を行う  
 適切ではないため、財団法人形態で事業  
 を行っている。同法人が現在行っている事  
 業は、事務作業に過ぎないが、財団法人と  
 いう形式を現在も受け入れているため、同  
 法人として受け入れた基本財産（平成23  
 年度末残高105,993千円）は預金や有  
 価証券として運用されている。交付事業を  
 行うのみとなつた財団がこのよ  
 うな資金を継続して保有していることは、  
 資金の有効活用されていないことにはな  
 らない。また、同法人の理事は県の副知  
 事と市長・町長で構成されており、理事  
 会の実質的な運営については、理事の  
 懸念が残る。理事会決議により、同法人  
 を解散し、県が直営で事業を継続する  
 方が、より望ましいのではないかと考  
 える。他県の事例として、財団法人沖繩  
 県水源地域振興対策を講ずる市町村  
 に対して、昭和54年に多目的ダム等の  
 建設を目的として、平成24年度に実施  
 されたが、平成25年度に終了すること  
 から、平成25年度において解散の予定  
 となっている。

当法人は、今般の公益法人制度改革により  
 一般財団法人へ移行する予  
 定としており、移行後は公益目的支  
 出計画を実施し、保有資金を公益に  
 活用することとしている。  
 また、当法人の理事についても、  
 一般財団法人への移行を機に、首長  
 から課長等へ変更することとして  
 いる。当法人の解散については、今後、  
 当法人のあり方について検討を行う  
 必要が生じた際に、選択肢の一つと  
 して参考としたい。

**3 4 . 財団法人岡山県牛窓海洋スポーツ振興会**

**(1) 指摘内容**

**① 施設利用料金の滞納管理**

施設利用料金のうち、滞納している未収入  
 分が平成24年9月度において11件3,8  
 32千円あるが、その全額について未収計  
 上されず、帳簿外での管理となっている

施設利用料金の滞納が発生した  
 場合には、その滞納先毎の債権  
 管理台帳を作成し、交渉記録等  
 を記録・保管し、厳重な管理を  
 して

うえ、交渉記録等の記録が残されていなく、かつ発生時に未収計上するとともに、滞納先記入の債権管理台帳を作成し、交渉記録・保管することが必要である。

いるところである。しかしながら、滞納による未収計上は、まだできず、今後の未収計上は、その処理方法に改定していく予定である。

② 収入の計上基準

収入全般について、現金主義にて計上しており、発生主義による収益計上を行う必要がある。

発生主義による収益計上は、まだ収入全般について、現金主義による計上を改め、発生主義による収益計上を改定していく予定である。

③ 予算書における基本財産運用収入

平成23年度における平成24年度予算書において基本財産運用収入の予算額が380千円と決められていたが、平成23年度実績は221千円であり、予算が過大に見積られていた。

平成24年度における平成25年度予算書においては、平成23年度実績額を踏まえ、基本財産運用収入の予算額を200千円と変更しているところである。

これは基本財産に大きな変動はないにもかかわらず、かかる収入につき過去の数値を見直すことをしなかったことによるものであろう。予算を策定するに際して、実態に合わせた合理的な数値を予算として計上する必要がある。

④ 賞与支給

賞与支給に関する規程がない。しかし、現状賞与について6月と12月に支給している。規程を早急に定めて、それに従って賞与の業務手順を確立する必要がある。また、計処理上、支給対象期間による期間に引当計上が必要になるものがある。

平成25年4月より、給与規程第6条において、諸手当(賞与等)の支給について定めているところである。また、引当計上については、公法、会計に関する実務指針を参考とする。

⑤ 退職給付引当金

現状同法人は県の規程に準じて退職給付引当金を計上しているが、平成23年度末時点において計上されている退職給付引当金は676千円にすぎない。その計算根拠が不明なため、残高の妥当性を検討できなかった。同法人もこの点について認識しており、独自の退職金に関する規程を作成し、役員会において承認を得て平成24年度より運用するとしている。今後は、この規程に従って引当金を計上していく必要がある。

平成24年度より役員会の承認を得た退職金規程を作成し、運用しているところであり、計上根拠を明確にする必要があるところである。

⑥ アンケートの集計結果

同法人はアンケートを随時行っているが、その集計結果について特に情報公開していない。同法人は、県有施設であるヨットハーバールの施設管理の指定管理者であり、県が一部の資し外郭団体である以上、県民からの要望等を取り入れたアンケートの集計結果について

アンケートの集計結果については、今後、インターネット上のホームページ等で広く公表していく予定である。



限り積極的に情報公開を行っていく必要があるものと考えます。

行うこととする。また、その内容の情報公開の方法についても検討していく予定である。

④ 施設の有効利用

平成24年度から、施設利用者等からの要望を受け、指定管理業務として同法人が力をつけているが、利用率が低いまま推移している。可能な限り施設の有効利用のための策を講じる必要があるものと考えます。

施設の利用率の向上を図るための有効利用のための策としては、カフェの積極的な広報活動を行い、多くの方々にヨットハーバーを訪れてもらうように努め、もって利用率の向上に努めていく予定である。また、以前より実施しているヨット教室や海上での写真撮影会等イベントを通じて、努めてイベントの活用者として、対して積極的に促すこととする。

⑤ 指定管理者としての管理運営状況の報告

同法人の保存している指定管理者としての管理運営状況の報告について、県からの点検結果が記された資料がなかった。現状、同法人が自己採点して記載したものを県の担当部に報告し、県においては担当部局において判断した点検結果を、県議会議員による常任委員会にて報告するが、ホームページにおいて公表しているが、同法人には県が判断した点検結果が書かれたの提示がないままとなっている。誤解のない意思疎通、共通認識を図るためには、同法人が県から指定管理者としてどのような判断をされたかについて報告を受ける方が望ましいものと考えます。今後は、県が点検結果を何らかの形で同法人に対しても通知するルール作りが必要ではないかと考える。

管理運営状況については、県の常任委員会の点検結果については、県議会議員に対しては、報告を受けることとする。

35. 財団法人倉敷スポーツ公園

(1) 指摘内容

① 委託契約の事務

同法人の規程において、500千円以上の委託契約を締結する際には、起案伺いのほか、原則複数者による見積合わせ又は入札を行うこととされている。「倉敷スポーツ公園芝管理・除草作業委託」(委託金額11,025千円)の見積り徴収先は1団体であった。また、「倉敷スポーツ公園植物管理委託」(委託金額11,476千円)については、単独随意契約となっていた。県内の他の公園の芝管理・除草業務では、複数の業者による見積合わせ又は入札が行われており、今後は透明性・公平性を確保した発注方法を検討すべきである。

植物管理委託等については、平成24年度からは市価に比して「著しく安価で契約できること」を確認した上で随意契約としていたが、今後一層、業務の適正かつ効果的な遂行を図るとともに、透明性・公平性を備えた発注方法を検討することとしている。

<p><b>② 退職手当支給規程の改定</b>          同法人は、職員の退職金制度として中、小企業に適用している。退職金支給規程を改定し、平成25年度4月から実施している。規程の改定により、事業団との掛金を、毎年4月に調整する。掛金ととし、平成25年度4月から実施している。</p>	<p>規程の改定により、事業団との掛金を、毎年4月に調整する。掛金ととし、平成25年度4月から実施している。</p>
<p><b>③ 賞与引当金</b>          同法人は、職員に対する年2回期末手当として、平成24年度決算から、計上している。賞与を支給するに当たっては、平成24年度決算から、計上している。</p>	<p>平成24年度決算から、計上している。</p>
<p><b>(2) 意見</b></p>	
<p><b>① 会計間の経費区分</b>          同法人の会計は、一般会計と受託事業特別会計とに分けられている。一般会計は、一般会計と受託事業特別会計とに分けられている。一般会計は、一般会計と受託事業特別会計とに分けられている。</p>	<p>平成25年度からの公益財団法人への移行に伴い、会計区分を、公益財団法人会計、収益事業等区分、法人会計の3区分に改め、区分計算の精緻さを図っている。</p>
<p><b>36. 財団法人児島湖浄化センター周辺対策基金</b></p>	
<p><b>(1) 指摘内容</b></p>	
<p><b>① 規程集</b>          同法人の諸規程集は、同法人設立時点である昭和57年に策定され、以降更新されていない。諸規程類は同法人の事業と財産を(公財)岡山県下水道公社(以下「公社」という。)に引継ぐこととしており、これに伴い諸規程類は廃止する。</p>	<p>同法人(平成25年11月30日に解散)は、平成25年度中に同法人の事業と財産を(公財)岡山県下水道公社(以下「公社」という。)に引継ぐこととしており、これに伴い諸規程類は廃止する。</p>
<p><b>(2) 意見</b></p>	
<p><b>① 投資の状況及び資産運用規程</b>          同法人の基本財産のうち100,000千円が、流動性リスクの低い高利回り債権運用されている。平成24年3月末に19,212千円、平成25年3月末に21,212千円となっている。資産運用のリスクの低い投資を、平成25年度中に同法人の事業と財産を(公財)岡山県下水道公社(以下「公社」という。)に引継ぐこととしており、これに伴い諸規程類は廃止する。</p>	<p>平成25年度中に同法人の事業と財産を(公財)岡山県下水道公社(以下「公社」という。)に引継ぐこととしており、これに伴い諸規程類は廃止する。</p>

の運用が防止される体制が万全とはいえない。基金の基本財産を保全するためにも、財産運用に関する規程を設け、これに基き、安全性の高い運用を行う必要があるものと考ええる。

② 基金のあり方

同法人が実施する補助金交付事業は、基本財産344,981千円の規模に比し、独立の基金として運用している事業規模は小さく、独自の基金を有していない。児島湖浄化センター周辺環境への配慮を図りながらも、基金の在り方を検討する必要があるものと考えられる。児島湖浄化センターに統合や、当該事業自体を野に統合することなどについて検討する必要があるものと考えられる。

児島湖浄化センター周辺環境の改善を図るため、平成25年度に、児島湖浄化センターの整備を進め、平成26年度に、児島湖浄化センターの完成を目指す。また、児島湖浄化センターの整備を進め、平成26年度に、児島湖浄化センターの完成を目指す。また、児島湖浄化センターの整備を進め、平成26年度に、児島湖浄化センターの完成を目指す。

37. 財団法人岡山県下水道公社

(1) 指摘内容

① 業務委託費の精算

同法人は、県より児島湖流域下水道の維持管理業務を受託している。業務委託料の精算は、業務委託契約において委託料の精算は、業務委託料に満たない場合は、県に返還される。平成24年度に、業務委託料の精算は、業務委託料に満たない場合は、県に返還される。平成24年度に、業務委託料の精算は、業務委託料に満たない場合は、県に返還される。

平成25年度に、業務委託料の精算は、業務委託料に満たない場合は、県に返還される。平成25年度に、業務委託料の精算は、業務委託料に満たない場合は、県に返還される。平成25年度に、業務委託料の精算は、業務委託料に満たない場合は、県に返還される。

38. 公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター

(1) 指摘内容

① 賞与支給

賞与について6月と12月に支給しているが、会計処理上、現金主義で計上している。公益法人会計基準に則り、支給対象期間に属する期間に支給する必要がある。

平成25年3月14日の理事会において、賞与引当金を計上した。平成24年度補正予算案を議決した。平成25年度予算案からは、賞与引当金を繰入額として計上し、議決されている。

② アンケートの集計結果

アンケートを随時行っているが、その集計結果については、県民から積極的に意見を述べている。また、アンケートの結果を踏まえ、今後の業務改善を図る。また、アンケートの結果を踏まえ、今後の業務改善を図る。

平成24年中に実施したアンケートの結果を踏まえ、平成25年度に実施する。また、アンケートの結果を踏まえ、今後の業務改善を図る。

(2) 意見

① 中長期経営計画の策定

同法人において、現状では中長期にかかるといわれている。また、同法人の経営計画は、中長期の経営計画を策定する必要がある。また、同法人の経営計画は、中長期の経営計画を策定する必要がある。

平成25年度において、中長期経営計画を策定予定である。

② 基本財産で運用している有価証券

基本財産を有価証券で運用しているものがある。また、基本財産を有価証券で運用しているものがある。また、基本財産を有価証券で運用しているものがある。また、基本財産を有価証券で運用しているものがある。

投機的格付けとされた仕組債に、償還安全な債券に置き換えている。また、償還安全な債券に置き換えている。

③ 小口現金の管理

小口現金について、定期的なチェックを行っている。また、小口現金について、定期的なチェックを行っている。また、小口現金について、定期的なチェックを行っている。

経理規程に加え、新たに「小口現金の管理」を定める。また、経理規程に加え、新たに「小口現金の管理」を定める。

④ 有形固定資産の現物管理

同法人が保有する車両や備品について、定期的な点検を行っている。また、同法人が保有する車両や備品について、定期的な点検を行っている。

経理規程に加え、新たに「有形固定資産の現物管理」を定める。また、経理規程に加え、新たに「有形固定資産の現物管理」を定める。

⑤ 人件費の各事業への配賦基準

各事業への人件費の配賦について、担当者より日々の事業の状況等から適当と思われる配賦割合を用いて配賦計算を行っていることである。しかし、客観的に検証可能なルールに基づくものではないため、配賦が妥当であるのか明確に判断ができない状況にある。

採用する配賦基準につき事前に理事長決裁等の承認手続を経て、事後段階においては毎年その指標の妥当性について検討すること、一定の合理性を確保する必要があるものとする。

人件費の各事業への配賦については、毎年度、前年度の事業結果を踏まえて見直しを行い、理事長の決裁を受けて、予算に反映するよう改善した。